

世田谷芸術百華認証要綱

平成 30 年 5 月 8 日 30 世文芸第 96 号

改正

平成 30 年 12 月 6 日 30 世文芸第 302 号

令和 4 年 2 月 15 日 3 世文芸第 324 号

令和 7 年 9 月 30 日 7 世文国 427 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷芸術百華の認証を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「世田谷芸術百華」とは、区民に身近な場所で文化及び芸術に親しむ機会を提供すること並びに地域の賑わいや魅力づくりを目的として開催する催事をいう。

2 この要綱において「文化及び芸術」とは、文学、音楽、美術等の芸術、映画、漫画、アニメーション等のメディア芸術、雅楽、能楽、歌舞伎等の伝統芸能、落語、浪曲、漫談等の芸能、茶道、華道、書道等の生活文化及び有形又は無形の文化財等による多様な文化をいう。

(認証の基準)

第 3 条 次の各号に該当する者は、区長に対して世田谷芸術百華の認証の申請を行うことができるものとする。

- (1) 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- (2) 地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）
- (3) 学校法人
- (4) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (5) 株式会社その他法人格を有する団体
- (6) 地域団体又は文化活動団体
- (7) 前各号に掲げる者に準ずると認められる団体

2 世田谷芸術百華の認証をすることができる事業は、文化及び芸術にかかわる事業であって、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 区民を中心に一般の参加が可能な事業
- (2) 区内で開催される事業
- (3) 反社会的勢力との関係がない、又はそのおそれがない事業
- (4) 宗教・政治活動又はこれに類する活動を目的としない事業
- (5) 営利その他の私的な利益を目的としない事業

(申請手続)

第4条 区長は、世田谷芸術百華の認証を受けようとする者に、世田谷芸術百華認証申請書（第1号様式。以下「申請書」という。世田谷芸術百華の認証を受けようとする者が世田谷区地域文化芸術振興事業補助金交付要綱（平成20年3月31日19世文国参第542号）第3条に規定する補助事業者にあっては、地域文化芸術振興事業補助金交付申請書（同要綱第1号様式）とする。）に必要な書類を別に指定する日までに提出させなければならない。ただし、区及び区が出資する法人が認証を受けようとする場合は、申請書の提出を省略することができる。

(認証の決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該提出に係る事業について世田谷芸術百華の認証をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現に関する活動で使用すると認められるとき。
- (3) 特定の個人、団体、民族等への中傷又は攻撃を助長し、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当の利益を得るために使用すると認められるとき。
- (5) 世田谷区の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当であると認めるとき。

2 区長は、前項の規定により認証をすることが適當と認めた場合は、世田谷芸術百華認証通知書（第2号様式）により前条の規定による提出した者に通知するものとする。

(認証事業の変更等の承認)

第6条 区長は、前条第1項の規定により認証を受けた者が、その事業の内容を変更

又は中止若しくは廃止しようとする場合は、直ちに世田谷芸術百華認証事業変更・中止・廃止申請書（第3号様式）を区長に提出させ、その承認を受けさせなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合に、その内容を審査し、事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷芸術百華認証事業変更・中止・廃止通知書（第4号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
(認証の取消し等)

第7条 区長は、次の各号に該当する者に対して、世田谷芸術百華の認証を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
(2) 偽りその他不正の手段により世田谷芸術百華の認証を受けたとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、区が不適当と認めたとき。
2 区長は前項の規定による取り消しをしたときは、当該団体に世田谷芸術百華認証取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
3 無断で世田谷芸術百華の名称を使用している場合は、区長は、その団体に対して警告をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

附 則（令和4年2月15日3世文芸第324号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日7世文国第427号）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。